

(参考1)

(FISIM関連部分抜粋)

1993年改訂 国民経済計算の体系

SYSTEM OF NATIONAL ACCOUNTS 1993

上 卷

欧州共同体委員会
国際通貨基金
経済協力開発機構
国際連合
世界銀行

平成7年3月

経済企画庁経済研究所

国民所得部

D. 金融機関部門およびその内訳部門 (S.12)

4.77. 金融機関部門(financial corporation sector) は、主に金融仲介活動または、金融仲介業務に密接に関連した補助的金融活動に従事しているすべての居住者である法人・準法人企業により構成されている。金融仲介活動がほかの大多数のタイプの生産活動と本質的に異なること、また、経済における金融仲介活動の重要性から、金融機関は、「体系」内の部門分類の第1水準で非金融法人企業と区別される。

1. 金融仲介活動

4.78. 金融仲介活動とは、市場における金融取引に従事することで金融資産を取得することを目的として、自己勘定で負債を負う制度単位の生産的活動と定義する。金融仲介機関の役割とは、貸し手から借り手へ資金を橋渡しする仲介を行なうことである。貸し手から資金を収集し、借り手の要求、希望に沿うようにその資金を変換し、リパッケージする。また、預金を集めるだけでなく、手形、債券そのほかの有価証券を発行することにより、自己勘定で負債を負うことによって資金を得ている。こうした活動を通じて得た資金を用いて、他に貸付を行ない、また、手形、債券、そのほかの有価証券を購入することで金融資産を取得している。金融仲介機関は単に他の制度単位の代理としてではなく、自己勘定で負債を負うことでリスクを負担している。

2. 金融企業

- 4.79. 金融企業は、「体系」内において、主に金融仲介活動またはそれに密接に関係した補助的金融活動に従事している企業と定義されている。故に、金融企業には必ずしも自ら金融仲介活動に従事しているわけではないが、主に仲介活動を円滑、促進する機能をもっている企業も含まれる。金融企業は、全経済活動に関する国際標準産業分類 (I S I C) 改訂第3版における中分類65、66、67にて分類されている活動を主活動とするすべての企業 (すなわち、事業所とは区別されるものとしての制度単位) によって構成されている。
- 4.80. 金融仲介活動の補助的サービスは、金融仲介機関の副次的活動として、または専門のエージェンシー

ーもしくはブローカーによって供給される。後者は、証券ブローカー、起債会社、貸付ブローカー等のエージェンシーにより構成される。このほか、その主な機能が手形や金融企業による割引やリファイナンスを目的とした類似の証書の裏書きによる保証であるエージェンシーや、広範な金融改革によって誕生したスワップ、オプションや先物取引などのようにさまざまなヘッジ手段を手はずする機関も存在する。このような企業は、金融仲介活動にきわめて近いサービスを提供するわけであるが、自己勘定で負債を負い、自らリスクを負担して、金融資産を取得する企業ではないので、真の金融仲介活動を行なっているとはみなされない。しかしながら、真の金融仲介活動とその他の金融活動を明確に区別することはますます難しくなっている。つまり継続的な金融市場の改革と革新の結果、金融仲介活動と多くの補助的な活動の境界はかなり曖昧なものとなってきたのである。

4.81. しかしながら、以上のことのみから、「体系」において、金融補助機関を「体系」内の金融企業として分類しているわけではない。前述のように、金融仲介活動をその主要活動としている法人の機関が、その副次的活動として多岐にわたる補助的サービスを提供している場合が多い。ところが、一つの法人は全体として一部門に分類する必要があるので、金融補助機関そのものは別としても、いずれにせよ、金融機関によって行なわれる補助活動は、「体系」内の金融機関部門内に分類されるのである。

3. 非法人金融企業

4.82. 金を貸したり、外貨を売買したりするなどの金融活動に個人や家計が従事する場合がある。このような非法人金融企業が金融機関部門に分類されるのは、それが金融仲介機関あるいは金融補助機関として、かつ準法人とみなされる場合に限られる。特に個人の資格における所有者とは別の完全な勘定セットを有していなければならない。大規模な非法人金融企業は、政府の規制および統制を受けるので、そのような諸勘定を保持する義務を負う可能性がかなりある。しかしながら、金貸し業、外貨売買業や小規模の金融活動に従事している類似の個人業者は、

そうした基準を満たすことはないであろうし、その場合、準法人としての扱いを受けないことになり、したがって金融機関部門にも含まれない。

4. 金融機関部門の内訳部門

4.83. 法人・準法人の金融機関は、以下の内訳部門に分類される。

- (a) 中央銀行
- (b) その他の預金取扱機関
 - (i) 預金通貨機関
 - (ii) その他
- (c) 保険会社および年金基金を除くその他の金融仲介機関
- (d) 金融補助機関
- (e) 保険会社および年金基金

4.84. さらに法人・準法人の金融機関は、政府、民間または外国による支配の形態により以下のように再分類する場合もある。

- (a) 公的金融機関
- (b) 自国民間金融機関
- (c) 外国支配金融機関

ただし、この場合に使われる支配の判断基準は、非金融法人企業において用いられたものと同一のものである。

4.85. 金融機関の第1水準の内訳部門分割は、(中央銀行、その他の預金機関など)上に挙げた5分類であり、公的、民間あるいは外国支配法人のいずれかであるかは、内訳の第2水準である。この第2水準の分類には、中央銀行は該当しない。第1水準の5つの内訳部門を構成する法人・準法人の金融機関に関しては以下で述べる。

<中央銀行 (S.121) >

4.86. この内訳部門は、中央銀行並びに金融機関を規制・監督する、自らが別個の制度単位である当局機関または組織より構成されている。中央銀行とは、通貨当局でもある公的金融機関であり、すなわち、銀行券、ときに硬貨を発行し、一国外貨準備のすべてまたは一部を保有する。また、中央銀行は、その他の預金取扱機関の要求払い預金または準備預金のかたちで負債を負い、またしばしば政府預金という形でも負債を負っている。

4.87. 国によっては、外貨準備の維持や通貨発行など

の通貨当局の果たす機能を金融的に中央政府と統合されていて、政策の一環として政府に直接的に支配されるような中央政府機関もしくは複数の政府機関に託している場合がある。このような政府機関は、政府とは別の制度単位ではなく、したがって、一般政府部門に含まれる。

<その他の預金取扱機関 (S.122) >

4.88. この内訳部門には、その主活動を金融仲介活動とし、預金の形態で負債を負うか、金融資源を流動化させ、広義の貨幣に含まれる預金のきわめて近い代替物となる短期譲渡性預金のような金融手段の形態で負債を負っている、中央銀行を除いたすべての居住者である法人および準法人の金融機関により構成される。

4.89. 伝統的に、貨幣は、計算単位、交換手段および富の貯蔵庫として利用することのできる金融手段として解釈されてきた。狭義の貨幣は、支払手段として即座に、一般的に、また法律上受容される資産としての貨幣に限定している。したがって、狭義の貨幣は、通貨(硬貨を含む)に、要求に応じて払い出せ、小切手によって即座に譲渡できる預金、自動引き落とし、その他支払目的で譲渡可能な預金を加えたものによって構成されている。過去においては、特定のタイプの金融機関の預金、典型的には「銀行」と呼ばれるものの預金のみが、支払目的に一般的に受容可能であった。しかしながら、以下にあげる2つの進展により、より広義の貨幣概念が使われることとなった。その進展とは、一つには、競争が活発化し金融改革が進んだ結果として、銀行が、技術的には要求払いの譲渡性のある預金ではないものの、狭義の貨幣のきわめて密接な代替物であり、ほとんどあるいはまったく遅滞なしに、もしくは金融上の違約金を受けることなしに、支払い目的に利用可能な新種の預金やファシリティーの供給に成功したことである。二つ目にはそのほかの金融機関(必ずしも「銀行」と称していなくてもよい)の預金が、かつては支払手段として使ったり、要求払いをしたりすることが不可能であったのが、やはり金融革新の結果、しだいに譲渡可能なものになっていったことが挙げられる。また、これらは、狭義の貨幣である銀行の預金に極めて密接な代替物となりつつある。広義の貨幣とは、このようなすべての新種の預金や預金取扱機関の準預金負債を包括したものである。